



2014年11月26日

各位

会社名 帝人株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 鈴木 純
(コード番号 3401 東証第一部)
問合せ先 IR担当部長 池田 正宏
(TEL 03-3506-4395)

2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債及び 2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

帝人株式会社(以下「当社」といいます。)は、2014年11月26日付の取締役会決議により、2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「2018年満期新株予約権付社債」といいます。)及び2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「2021年満期新株予約権付社債」といい、2018年満期新株予約権付社債と合わせて「本新株予約権付社債」といいます。)両社債額面金額合計額400億円を発行することといたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社は、2014年11月5日に「修正中期計画」を公表しました。その中で「既存事業の延長ではない『ソリューション提供型事業体』への進化」を目指して、1)複合材料中心の事業拡大を目的とした構造改革、2)異なる事業間の強みを融合したビジネスモデルの変革による新たな高収益事業の創出のための発展戦略、の双方を進めることを表明しております。

遅くとも2016年度までには赤字体質にある事業での抜本的な対策を完了し、持続的な成長を実現するために事業構造を再構築します。これによって、連結営業利益500億円以上を確保できる基礎的な収益力の実現を目指します。

中期的な発展戦略として、「環境・省エネ対応」「安心・安全・防災対応」「少子高齢化・健康志向対応」の各領域におけるビジネス機会を想定し、「高機能複合材料による顧客価値の実現」「モニタリング・サービスの展開」「在宅医療モデルの展開・市場創造」「生体適合医療材料の実用化」を4つの成長コンセプトとして設定しました。これらの発展戦略遂行のために、2016年度までに重点戦略事業/新規事業に対して、1,000億円程度の投資(M&Aを含む)と売上高比4~5%の開発研究費を継続的に投入します。こうした資金需要に対応するために本新株予約権付社債の発行を決定しました。

2020年近傍には、当社はこれらの施策の効果を最大限に発現させ、ソリューション提供型事業体として社会が必要とする価値を提供することによって、Quality of Lifeの向上に貢献していきます。

【調達資金の用途】

本新株予約権付社債発行による発行手取金は、上記経営課題の達成に向けた、重点戦略事業への投資資金(具体的には以下の通り)に充当します。

タイ国アユタヤ県における新規メタ系アラミド繊維の生産工場及びタイヤコードの生産工場、素材技術とヘルスケア技術の融合による画期的な医薬品開発に向けて岩国事業所(山口県岩国市)に新設する融合製剤棟等の建設資金として2015年10月末までに約100億円。

炭素繊維複合材料をはじめとする高機能素材、医療用材料等、重点戦略事業における開発研究資金として2016年3月末までに約150億円。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

戦略的提携関係の構築に向けて取得したキョーリン製薬ホールディングス株式会社の株式取得資金（2014年6月取得済み）として約150億円。

【本スキーム（新株予約権付社債発行）の狙い】

当社は、今後の発展戦略の展開を見据え低コストの成長資金の確保を図るとともに、当該戦略を支える財務戦略を検討する中で、将来の環境変化や財務状況に応じて、当社が任意で資本政策を選択・実行することが可能な以下の商品性を有する本新株予約権付社債の発行が、企業価値向上に最適であると判断いたしました。

本新株予約権付社債は、ゼロ・クーポンで発行されるため、金利コストを最小化。

時価を上回る転換価額の設定により、一株当たり利益の希薄化を抑制。また、2021年満期新株予約権付社債については、転換制限条項の付与により普通株式への転換を抑制。

発行後一定期間以降にソフト・マンドトリー条項、取得条項（額面現金決済型）を付与することにより、当社の資本政策の裁量を確保。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

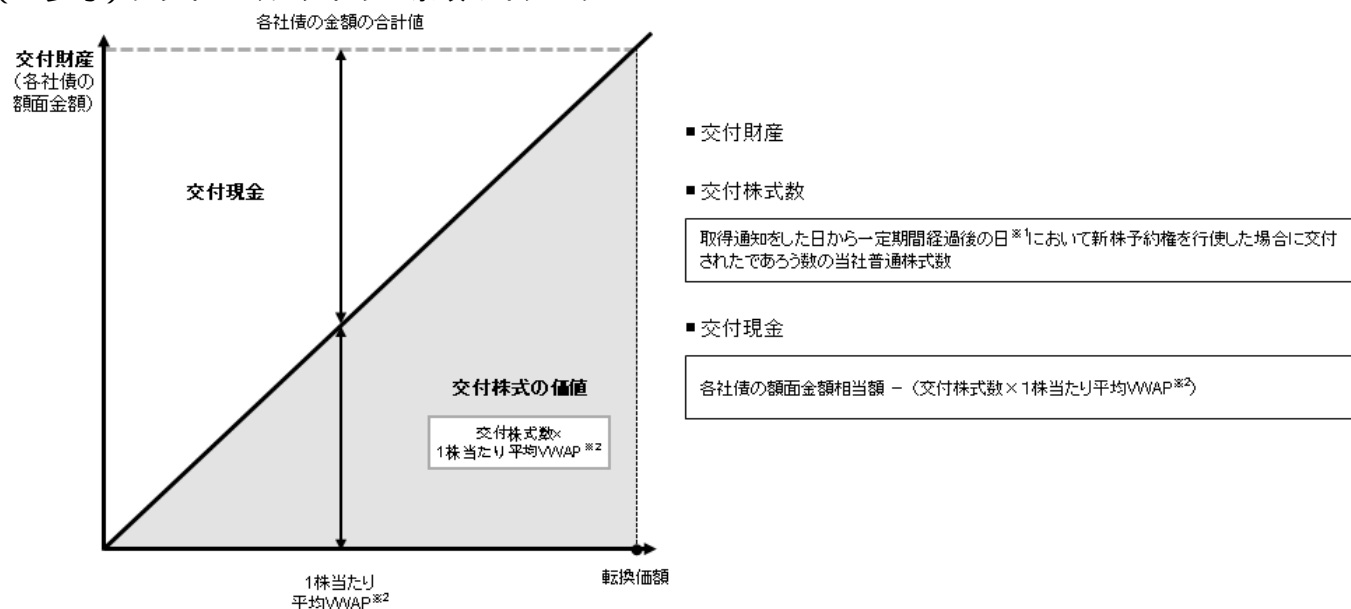
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

1【ソフト・マンドトリー条項について】

本新株予約権付社債には、会社法に基づき、当社が下記() ()の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利が当社に付与されます。当社が今回採用したソフト・マンドトリー条項では、当社は、自己の裁量により、2018年満期新株予約権付社債については2018年7月25日以降に、2021年満期新株予約権付社債については2021年7月26日以降に、一定期間の事前通知を行った上で、各本新株予約権付社債につき()取得通知をした日から一定期間経過後の日(1)における転換価額により本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式及び()当該社債の額面金額相当額から()の株式数に1株当たり平均VWAP(2)を乗じて得られる額を差し引いた額(正の数値である場合に限り、1円未満の端数は切り捨てる。)に相当する現金を交付財産として、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。なお、2021年満期新株予約権付社債については、取得通知の日の直前の取引日における当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある転換価額以下である場合に限り、ソフト・マンドトリー条項が行使可能です。

- ・取得通知をした日から一定期間経過後の日(1):取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる20連続取引日の最終日
- ・1株当たり平均VWAP(2):当社が取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の1株当たりの売買高加重平均価格の平均値

(ご参考)ソフト・マンドトリー条項のイメージ



2【130%転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できない条項をいいます。2021年満期新株予約権付社債においては原則として、各四半期の最終20連続取引日において、当社普通株式の終値が当該四半期の最終取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限り、2021年満期新株予約権付社債権者は翌四半期において新株予約権を行使することができます。ただし、2021年9月28日以降は、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

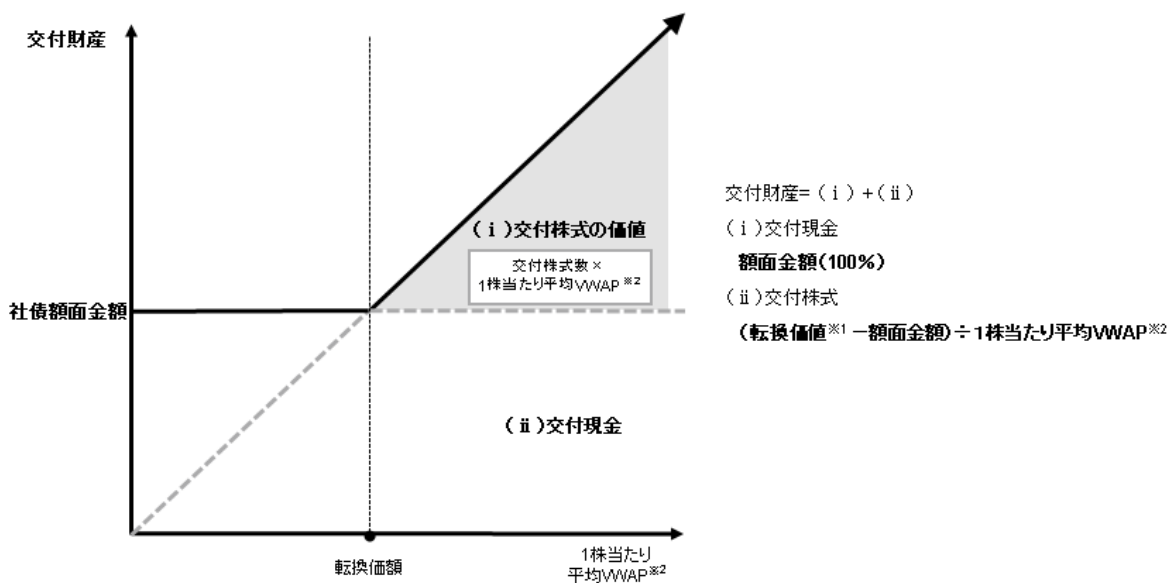
本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

3【取得条項（額面現金決済型）について】

2021年満期新株予約権付社債には、会社法に基づき、当社が下記（ ）（ ）の財産の交付と引き換えに2021年満期新株予約権付社債を取得する権利が当社に付与されます。当社が今回採用した取得条項（額面現金決済型）では、取得通知の日の直前の取引日における当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある転換価額を上回る場合、当社は、自己の裁量により、2021年7月26日以降、一定期間の事前通知を行った上で、2021年満期新株予約権付社債につき（i）額面金額の100%に相当する金額及び（ii）転換価値（ 1 ）から当該社債の額面金額相当額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（ 2 ）で除して得られる数の当社普通株式を交付財産として、残存する2021年満期新株予約権付社債の全部を取得することができます。

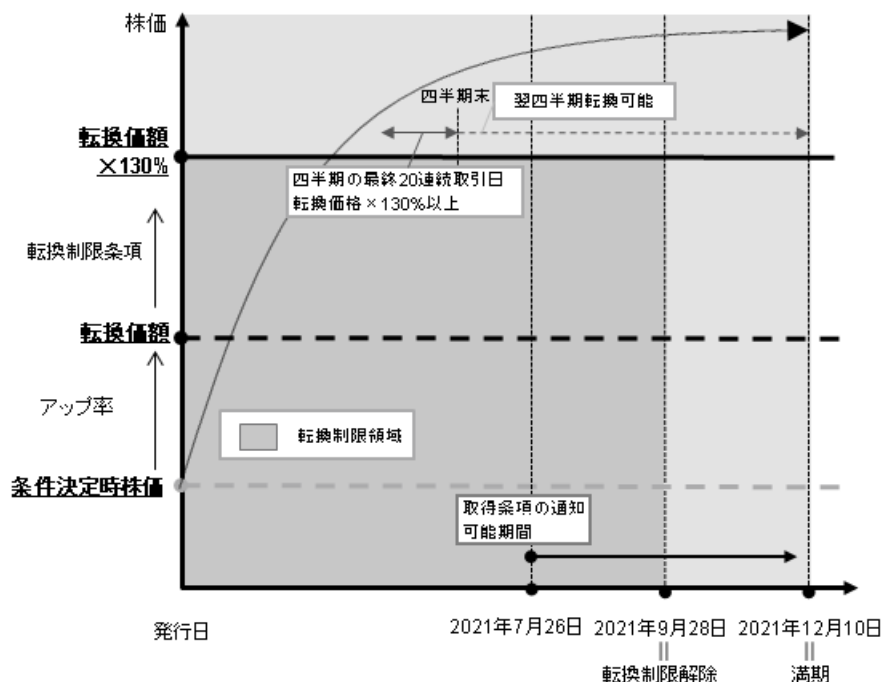
- ・転換価値（ 1 ）： $(\text{額面金額} \div \text{最終日転換価額}) \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$
- ・最終日転換価額：1株当たり平均VWAPの計算期間の最終日の転換価額
- ・1株当たり平均VWAP（ 2 ）：当社が取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の1株当たりの売買高加重平均価格の平均値

（ご参考）取得条項（額面現金決済型）のイメージ



本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

下図は、2021年満期新株予約権付社債について、転換制限条項と取得条項（額面現金決済型）の両方を考慮した上で、転換可能な時期と株価の関係を示す概念図です。



株価変動はイメージであり、当社の株価の動きを予測又は保証するものではありません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

・2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

帝人株式会社2018年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.5%（各本社債の額面金額1,000万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2014年12月12日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Nomura International plc及びDaiwa Capital Markets Europe Limitedを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とし、Morgan Stanley & Co. International plcを共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の103.0%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数 1,000株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（4）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

2,000個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記7（8）に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額の合計額を1,000万円を除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2014年12月12日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況その他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5（1）記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近の終値）をいう。

- (八) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2014年12月26日から2018年11月28日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、下記7（4）記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、下記7（5）記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記7（6）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また下記7（7）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。但し、上記いずれの場合も、2018年11月28日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、取得通知（下記7（5）に定義する。）が行われた場合は、取得期日（下記7（5）に定義する。以下同じ。）の14日前の日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に従い、当社が組織再編等（下記7（4）（八）に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)に対して下記7(4)(八)(b)に記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(八)と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7(5)と同様に取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(八) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(九) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、本社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

こととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

200億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2018年12月12日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金額の合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をした上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が下記(八)若しくは(ホ)に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(二)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本(イ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

(ロ) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をした上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記(八)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(二)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本(ロ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする(但し、償還日が2018年11月29日以降、2018年12月11日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を以て30営業日目までのいず

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

れかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(八)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。(但し、償還日が2018年11月29日以降、2018年12月11日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。))で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)が生じる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(二)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該60日間の最終日から14日以内に、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(二)記載の償還義務と上記(八)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(八)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(八)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。)(但し、償還日が2018年11月29日以降、2018年12月11日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(5) 当社による新株予約権付社債の取得

当社は、その選択により、2018年7月25日以降、当社の株式が東京証券取引所に上場されていることを条件として、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対する通知(かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。)を行うことにより、会社法第275条第1項に基づき、取得期日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得することができる。

「取得期日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。ただし、債務不履行事由(下記(7)に定義する。以下同じ。)が生じている場合は、本(5)による本新株予約権付社債の取得はできないものとする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

取得通知に基づく取得が行われる場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。但し、取得通知の日以降取得期日までに、本新株予約権付社債の要項で定める債務不履行事由が生じた場合には、取得期日に取得が完了していない限り、取得通知は自動的に無効となり、下記（7）を適用する。

当社は、本（5）により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債を消却する。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、（i）本社債の額面金額の100%に相当する金額を最終日転換価額（以下に定義する。以下同じ。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）、及び（ii）本社債の額面金額の100%に相当する金額から、（i）に係る当社普通株式の株式数に1株当たり平均VWAP（以下に定義する。）を乗じて得られる額を差し引いた額（正の数値である場合に限り。）に相当する金額の現金をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から起算して5取引日（以下に定義する。以下同じ。）目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の1株当たりの売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係VWAP期間中に上記6（4）（ハ）記載の転換価額の調整が発生した場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

当社が上記（4）（ハ）若しくは（ホ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記（4）（二）（i）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合は、以後本（5）に基づく取得通知はできなくなる。

「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日において適用のある転換価額をいう。

（6）買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

（7）期限の利益の喪失

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、信託証書又は本社債の規定に関する契約違反、当社又はその主要子会社についての元本10億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続きの開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、倒産若しくは清算の判決、支払い停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量又は社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合（以下「債務不履行事由」という。）、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額の100%に下記の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

遅延利息は、下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人が指定するユーロ円市場における主要な銀行によって引用される、債務不履行の日の午前11時現在の3ヶ月円預金に係るオフアード・レートと等しいものとして、当該主支払・新株予約権行使請求受付代理人が決定する年率を額面金額に乗じた額をいう。

(8) 新株予約権付社債の券面の様式

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(10) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(11) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

MUFG Union Bank, N.A.

(12) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

(14) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債

1. 社債の名称

帝人株式会社2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本新株予約権**」という。)

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.5%(各本社債の額面金額1,000万円)

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2014年12月12日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Nomura International plc及びDaiwa Capital Markets Europe Limitedを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とし、Morgan Stanley & Co. International plcを共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「**幹事引受会社**」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びア

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

ジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の103.0%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式(単元株式数 1,000株)とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

2,000個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記7（8）に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額の合計額を1,000万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2014年12月12日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。なお、本新株予約権の行使に際して出資された本社債は、直ちに消却されるものとする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況その他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5（1）記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近の終値)をいう。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行 株式数} + \frac{\text{新発行・ 処分株式数}}{\text{時 価}} \times \text{1株当たりの 払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・ 処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割（無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）等の発行、一定限度を超える配当支払い（特別配当の実施を含む。）、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2014年12月26日から2021年11月26日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、下記7（4）記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、下記7（5）記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記7（6）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また下記7（7）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。但し、上記いずれの場合も、2021年11月26日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、A型取得（下記7（5）（イ）に定義する。）の通知が行われた場合は、取得通知をした日の翌日から取得期日までの間、B型取得（下記7（5）（ロ）に定義する。）の通知が行われた場合は、取得期日の14日前の日から取得期日までの間は、それぞれ本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権付社債の要項に従い、当社が組織再編等（下記7（4）（ハ）に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 2021年9月28日（当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期（1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下本（ロ）において同じ。）の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2021年7月1日に開始する四半期に関しては、2021年9月27日）までの期間に

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

において、本新株予約権を行使することができる。但し、本（ロ）記載の本新株予約権の行使の条件は、以下、及びの期間は適用されない。

（i）株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期個別債務の格付（当該格付が利用できない場合は、当社の発行体格付）がBBB-（格付区分の変更が生じた場合は、これに相当するもの）以下である期間、（ii）R&Iにより当社の長期個別債務の格付（当該格付が利用できない場合は、当社の発行体格付）がなされなくなった期間、又は（iii）R&Iによる当社の長期個別債務の格付（当該格付が利用できない場合は、当社の発行体格付）が停止若しくは撤回されている期間。ただし、R&Iによる当社の長期個別債務の格付（当該格付が利用できない場合は、当社の発行体格付）がなされなくなり、又は停止若しくは撤回された場合（以下、これらを「本件格付中止等」と総称する。）で、本件格付中止等の以前から、当社の依頼に基づき当社の長期個別債務の格付（又はこれに相当する格付）（当該格付が利用できない場合は、当社の発行体格付）が代替格付業者（以下に定義する。以下同じ。）からなされているときは、当該本件格付中止等については本（ii）及び（iii）は適用されないものとし、本件格付中止等以降、本（i）は「代替格付業者による当社の長期個別債務の格付（又はこれに相当する格付）（当該格付が利用できない場合は、当社の発行体格付）が、代替格付業者がR&I若しくは株式会社日本格付研究所又はその承継格付機関（以下「JCR」という。）である場合はBBB-（格付区分の変更が生じた場合は、これに相当するもの）以下である期間、代替格付業者がムーディーズ・ジャパン株式会社又はその承継格付機関（以下「ムーディーズ」という。）である場合はBaa3（格付区分の変更が生じた場合は、これに相当するもの）以下である期間」と、本（ii）は「代替格付業者により当社の長期個別債務の格付（又はこれに相当する格付）（当該格付が利用できない場合は、当社の発行体格付）がなされなくなった期間」と、本（iii）は「代替格付業者による当社の長期個別債務の格付（又はこれに相当する格付）（当該格付が利用できない場合は、当社の発行体格付）が停止若しくは撤回されている期間」と読み替えて適用するものとし、以後も同様とする。

「代替格付業者」とは、R&I、JCR及びムーディーズ（以下「適格格付業者」という。）のうち、本件格付中止等を行った適格格付業者以外の適格格付業者であって、かつ、当該本件格付中止等の時点において、当社が依頼して、当社の長期個別債務の格付（又はこれに相当する格付）（当該格付が利用できない場合は、当社の発行体格付）を取得している適格格付業者をいう。

当社が、本新株予約権付社債権者に対して、下記7（4）記載の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、下記7（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

当社が組織再編等を行うにあたり、上記（6）記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社（以下「受託会社」という。）に対して下記7(4)(八)(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(八)と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記（6）に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記（7）（ロ）と同様の制限を受ける。

承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7（5）と同様に取得することができる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

（八）当社は、上記（イ）の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

（九）新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、本社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本社債の出資により本新株予約権が行使されると本社債は直ちに消却され、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了するなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

（1）社債の総額

200億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額の合計額を合計した額

（2）社債の利率

本社債には利息は付さない。

（3）満期償還

2021年12月10日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

（4）社債の繰上償還

（イ）クリーンアップ条項による繰上償還

本（イ）の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債の額面金

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

額の合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をした上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が下記(八)若しくは(ホ)に基づく繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(二)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本(イ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

(ロ) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は撤回することができない。)をした上で、残存する本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記(八)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(二)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合は、以後本(ロ)に基づく繰上償還の通知はできなくなる。

(ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社及び(受託会社が下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は)主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は撤回することができない。)した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする（但し、償還日が2021年11月27日以降、2021年12月9日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役又は代理人が、当社取締役会の授権に基づき、上記6（4）（ロ）記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（i）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

（二）上場廃止等による繰上償還

（i）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ii）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（iii）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（iv）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に、受託会社及び（受託会社が下記（10）記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は）主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記（八）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。（但し、償還日が2021年11月27日以降、2021年12月9日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。））で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由（下記（ホ）に定義する。）が生じる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本（二）に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該60日間の最終日から14日以内に、受託会社及び（受託会社が下記（10）記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は）主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

債権者に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本（二）記載の償還義務と上記（八）又は下記（ホ）記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記（八）又は下記（ホ）の手続が適用されるものとする。

（ホ）スクイズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、受託会社及び（受託会社が下記（10）記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は）主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上記（八）記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の180%とする。）（但し、償還日が2021年11月27日以降、2021年12月9日までとなる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

（5）当社による新株予約権付社債の取得

当社は、その選択により、2021年7月26日以降、当社の株式が東京証券取引所に上場されていることを条件として、受託会社及び（受託会社が下記（10）記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人でない場合は）主支払・新株予約権行使請求受付代理人並びに本新株予約権付社債権者に対する通知（かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。）を行うことにより、会社法第275条第1項に基づき、取得期日（以下に定義する。）現在残存する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を取得することができる。

「取得期日」とは取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。ただし、B型取得の場合には、債務不履行事由（下記（7）に定義する。以下同じ。）が生じている場合は、本（5）による本新株予約権付社債の取得はできないものとする。

（イ）取得通知の日の直前の取引日における当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある転換価額を上回る場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産A（以下に定義する。）を交付する（以下、本（イ）に基づく本新株予約権付社債の取得を「A型取得」という。）。

（ロ）取得通知の日の直前の取引日における当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある転換価額以下である場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産B（以下に定義する。）を交付する（以下、本（ロ）に基づく本新株予約権付社債の取得を「B型取得」という。）。

但し、取得通知の日以降取得期日までに、本新株予約権付社債の要項で定める債務不履行事由が生じた場合には、取得期日に取得が完了していない限り、取得通知は自動的に無効となり、下記（7）を適用する。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

当社は、本（５）により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債を消却する。

「交付財産Ａ」とは、各本新株予約権付社債につき、（ｉ）本社債の額面金額の100％に相当する金額の現金、及び（ii）転換価値（以下に定義する。）から本社債の額面金額の100％に相当する金額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）を1株当たり平均VWAP（以下に定義する。以下同じ。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）をいう。

「交付財産Ｂ」とは、各本新株予約権付社債につき、（ｉ）本社債の額面金額の100％に相当する金額を最終日転換価額（以下に定義する。以下同じ。）で除して得られる数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。）、及び（ii）本社債の額面金額の100％に相当する金額から、（i）に係る当社普通株式の株式数に1株当たり平均VWAPを乗じて得られる額を差し引いた額（正の数値である場合に限る。）に相当する金額の現金をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から起算して5取引日目の日に始まる20連続取引日（以下「関係VWAP期間」という。）に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の1株当たりの売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係VWAP期間中に上記6（４）（八）記載の転換価額の調整が発生した場合その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

当社が上記（４）（八）若しくは（ホ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記（４）（二）（i）乃至（iv）に規定される事由が発生した場合は、以後本（５）に基づく取得通知はできなくなる。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{株当たり平均VWAP}$$

「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日において適用のある転換価額をいう。

（６）買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

（７）期限の利益の喪失

本新株予約権付社債の要項で定める、本社債に関する支払遅延、信託証書又は本社債の規定に関する契約違反、当社又はその主要子会社についての元本10億円以上の金銭債務若しくは保証債務の不履行、倒産手続きの開始、倒産若しくは解散の命令、解散の決議、倒産若しくは清算の判決、支払い停止、事業の停止、又は重要な財産に対する執行が生じた場合で、かつ、受託会社が、自らの裁量又は社債権者集会の特別決議に基づき、本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合（以下「債務不履行事由」という。）、当社は、本社債につき期限の利益を失い、その額面金額の100％に下記

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

の遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

遅延利息は、下記(10)記載の主支払・新株予約権行使請求受付代理人が指定するユーロ円市場における主要な銀行によって引用される、債務不履行の日の午前11時現在の3ヶ月円預金に係るオフアード・レートと等しいものとして、当該主支払・新株予約権行使請求受付代理人が決定する年率を額面金額に乗じた額をいう。

(8) 新株予約権付社債の券面の様式

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

(9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(10) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

(11) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

MUFG Union Bank, N.A.

(12) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

(14) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による発行手取金は、上記経営課題の達成に向けた、重点戦略事業への投資資金（具体的には以下の通り）に充当します。

タイ国アユタヤ県における新規メタ系アラミド繊維の生産工場及びタイヤコードの生産工場、素材技術とヘルスケア技術の融合による画期的な医薬品開発に向けて岩国事業所（山口県岩国市）に新設する融合製剤棟等の建設資金として2015年10月末までに約100億円。

炭素繊維複合材料をはじめとする高機能素材、医療用材料等、重点戦略事業における開発研究資金として2016年3月末までに約150億円。

戦略的提携関係の構築に向けて取得したキョーリン製薬ホールディングス株式会社の株式取得資金（2014年6月取得済み）として約150億円。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、「連結業績に連動した配当」を行うことを利益配分の基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定にあたっては、上記2(1)に基づき、「財務体質の健全性や中長期の配当の継続性」を勘案し決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

上記2(1)を参照下さい。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期
1株当たり連結当期純利益 又は1株当たり連結当期純 損 失	12.17円	-29.61円	8.50円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	6.00円 (3.00円)	4.00円 (2.00円)	4.00円 (2.00円)
実績連結配当性向	49.3%	-	47.1%
自己資本連結当期純利益率	4.2%	-10.3%	3.0%
連結純資産配当率	2.0%	1.4%	1.4%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、当該決算期の1株当たり年間配当額を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、2013年3月期は、1株当たり連結当期純損失を計上しているため記載しておりません。
2. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の当期純利益を自己資本（連結純資産合計額から新株予約権と少数株主持分を控除した額で、期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金総額を連結純資産（期首1株当たりの連結純資産の部合計と期末1株当たりの連結純資産の部合計の平均）で除した数値です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2012年3月期	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期
始 値	372円	282円	215円	257円
高 値	402円	285円	285円	332円
安 値	215円	156円	199円	224円
終 値	278円	218円	256円	325円
株 価 収 益 率	22.8倍	-	30.1倍	-

- (注) 1. 2015年3月期の株価については、2014年11月25日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2013年3月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は記載しておりません。2015年3月期については、未確定のため記載しておりません。
3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(3) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後90日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、当社株主総会又は当社取締役会で決議されたストックオプションの付与、本新株予約権付社債に付された新株予約権及びストックオプションの行使、単元未満株主の売渡請求による自己株式の売渡し、株式分割、所在不明株主に係る株式の売却、当社持株会による株式の売買、その他日本法上の要請による場合を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。